

平成31年4月から国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まります

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月から始まります。

1. 国民年金保険料が免除される期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※ 出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

2. 対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

3. 施行日

平成31年4月1日

4. 申請方法

出産予定日の6か月前から提出可能です。速やかに提出してください。

※ ただし、提出ができるのは平成31年4月からです。

5. 申請先

住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口へ申請書を提出してください。

6. 申請書類

申請書は、提出ができる平成31年4月から年金事務所または市（区）役所・町村役場の国民年金の窓口へ備え付けます。

また、平成31年4月以降から日本年金機構のホームページからもプリントアウトすることができるようになる予定です。

7. 問い合わせ先

お近くの年金事務所

学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。本人の所得が一定以下（注1）の学生（注2）が対象となり、家族の方の所得の多寡は問いません。

（注1）本年度の所得基準（申請者本人のみ）

118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除等

（注2）学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校（修業年限が1年以上の課程に在学している方に限ります。私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限られます。）、一部の海外大学の日本分校に在学する方で夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

●申請先

住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金窓口

お近くの年金事務所

在学中の学校等（在学中の学校等が学生納付特例の代行事務を行う許認可を受けている場合に限りません。）